

高浜発電所3号機の施設定期検査申請内容の変更および 定期安全管理審査申請変更届出書の主な内容

1. 施設定期検査申請内容の変更の主な内容

(1) 変更の内容

- ・ 重大事故等対処設備の追加設置に伴う検査項目の増加
(施設定期検査の対象項目数は、約60項目から約70項目へ増加)
- ・ 定期事業者検査の終了(総合負荷性能検査)予定日の変更
(予定日を「未定」から「平成27年12月」に変更)
- ・ 記載内容の適正化
(設備名の変更: 格納容器再循環サンプ→格納容器再循環サンプスクリーン)
(検査名の変更: アニュラス循環排気系フィルタ性能検査→アニュラス循環排気系フィルター性能検査)
(定期事業者検査終了予定日の変更に伴う施設定期検査工程等の修正) 等

(2) 対象(特定重要発電用原子炉施設) 10施設

<施設名>

原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、非常用電源設備、蒸気タービン本体、蒸気タービンの附属設備

<主な設備名>

非常用ディーゼル発電機、蓄電池、主蒸気逃がし弁、余熱除去ポンプ、使用済燃料ピットポンプ、充てん/高圧注入ポンプ、格納容器スプレイポンプ、空冷式非常用発電装置、恒設代替低圧注水ポンプ、ATWS緩和設備、静的触媒式水素再結合装置、原子炉格納容器水素燃焼装置

※下線: 追加設置した重大事故等対処設備約10設備のうち主なもの

2. 定期安全管理審査申請変更届出書の主な内容

(1) 変更の内容

- ・ 重大事故等対処設備の追加設置に伴う定期事業者検査項目の増加
(定期事業者検査の対象項目数は、約110項目から約130項目へ増加)

(2) 対象(特定発電用原子炉施設) 15施設

<施設名>

原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、非常用電源設備、補助ボイラー、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備、非常用取水設備蒸気タービン本体、蒸気タービンの附属設備

<主な設備名>

余熱除去冷却器、計器用電源、補助ボイラー、可搬式代替低圧注水ポンプ、大容量ポンプ、可搬式整流器、電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)、電源車(緊急時対策所用)、可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ、可搬型使用済燃料ピット水位計、可搬式モニタリングポスト

※下線: 追加設置した重大事故等対処設備 約40設備のうち主なもの